

## 誓約書

私は、大船渡市若者・移住者空き家取得奨励金交付要綱第3条に定める要件を満たしており、次のいずれかに該当することになったときは、返還命令に従い、既に交付を受けた奨励金を返還します。

- 1 奨励金の交付を受けた日から起算して5年を経過する日までに、奨励金の交付対象となった登録空き家から転居したとき。
- 2 奨励金の交付を受けた日から起算して5年を経過する日までに、奨励金の交付対象となった登録空き家を他に譲渡し、または解体したとき。
- 3 偽りその他不正の手段により奨励金の交付を受けたとき。

大船渡市長 様

年 月 日

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_